

## 建設現場等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に則った対策を講じるとともに、本マニュアルにより適切に対応する。

### 【フェーズ1】通常時における対応

【受注者】朝礼時・午後の作業前のKY活動時等に作業従事者等の健康状態を確認

→発熱などの症状があるときは、仕事を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定し、体温と時間を記録しましょう。（自宅待機し、毎日体温を測定）

【受注者】アルコール消毒液の設置や定期的な消毒を実施

【受注者】現場事務所や休憩所等の閉鎖的な空間は、定期的な換気や消毒を実施

【受注者】「本マニュアル」、「チラシ（感染症対策のポイント）」及び「受診・相談センターや電話相談体制整備医療機関の連絡先」を現場事務所等に掲示

【受注者】新規入場者に対しては、「チラシ（感染症対策のポイント）」を説明

### 【フェーズ2】感染が疑われる段階 ※健康状態を確認し、感染が疑われる場合

【受注者】作業従事者等の健康状態を確認

→「発熱、せき、のどの痛み、だるさなどの症状がある」場合は外出を避け、まずは、「かかりつけ医等の身近な医療機関」に電話で相談しましょう。かかりつけ医を持たない場合や、相談先に迷う場合等は、「受診・相談センター」、または「電話相談体制整備医療機関」に相談しましょう。相談先の案内（自院への受診案内、他の医療機関を紹介等）に従って受診してください。

※「受診・相談センター」：岐阜県ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/25920.html>

【受注者】保健所等の指導によりPCR検査が実施される場合は、施工計画書等の緊急連絡表に基づき発注者に電話等にて連絡

※受注者が自主的にPCR検査を実施する場合でも、感染拡大への懸念がある場合は、発注者に連絡

### 【フェーズ3】感染が判明した段階

【受発注者】保健所等の指導に従い、感染拡大防止に向けた適切な措置を実施

【受注者】施工計画書等の緊急連絡表に基づき発注者に電話等にて連絡

### 【フェーズ4】一時中止や工期延期となる段階

【受発注者】感染拡大防止の対応や感染者が判明した場合の対応、資材の入手困難等に伴う一時中止や工期延期等を協議し、必要に応じ、一時中止や工期延期を行い、必要となる請負代金額を変更

【受注者】工事等を一時中止する場合は、適切な安全対策を実施

【受発注者】建設資材の高騰等により、受注者から賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更の請求があった場合は、約款のスライド条項に基づき対応

【発注者】一時中止や工期延期を行う場合は、別紙により本庁関係課（主管課、事業課、技術検査課）へ連絡

### ※対応の詳細は、以下のホームページ等を参照

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年5月14日作成。随時改訂）  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)